

西宮市都市交通会議分科会規程（案）

平成25年1月26日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は（以下、「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。

（分科会長）

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通会議の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

（協議結果の報告）

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

（傍聴）

第7条 傍聴については、規約を準用するものとする。

（報償及び費用弁償）

第8条 分科会の委員の報酬及び費用弁償については、規約を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、都市交通会議事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
総合交通戦略策定分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ・その他会長が必要と認める事項
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関する事 ・道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関する事 ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ・その他会長が必要と認める事項